

# 常陸太田市瑞竜霊園合葬墓地について

## 合葬墓地とは

合葬墓地とは、複数の方の遺骨を同じ場所に埋蔵する形式のお墓です。承継者（墓地を引き継ぐ方）を必要とせず、遺骨を永代的に埋蔵するものです。

墓地をお求めになる方々の多様化する価値観に合わせ、瑞竜霊園内に2種類の合葬墓地を整備しました。

※当合葬墓地では、遺族に代わって故人を供養する「永代供養」は行いません。

## 合葬墓地の種類

### 納骨堂型合葬墓地



※写真は整備中のものです。



#### 納骨室（地上）

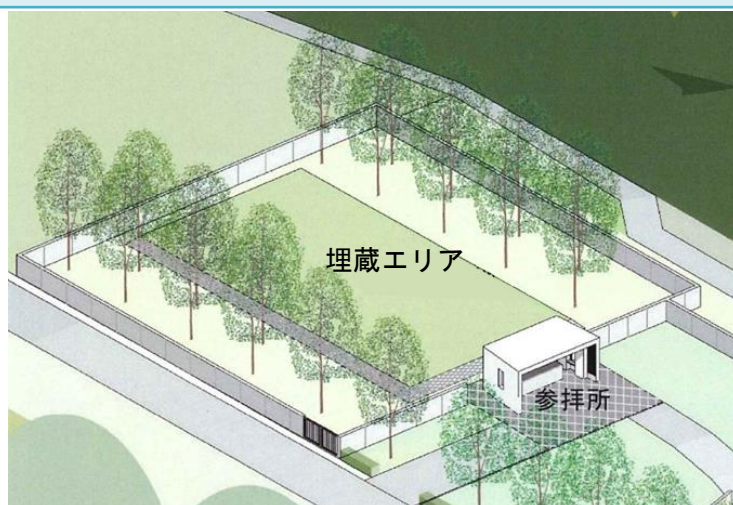
収骨袋に入れた焼骨を1体ずつ収蔵できる、ロッカー式収納庫を備えた部屋です。402体分の焼骨が収蔵できます。



#### ごうし 合祀室（地下）

収骨袋に入れた焼骨を、他の方々の焼骨と一緒に安置する部屋です。1,500体分の焼骨が安置できます。

## 樹木型合葬墓地



※完成予定イメージ

周辺に樹木を植えた埋蔵エリア内に1区画ごとに穴を掘り、その中に収骨袋（焼骨を入れたもの）を埋蔵します。1区画1体ずつで、512体分の焼骨が埋蔵できます。

## 納骨方法及び料金

使用料は、1体あたりの金額です。使用許可を受けた後、一括でお支払いいただきます。年間管理料はかかりません。

| 区分                    |                                                                     | 使用料<br>(1体あたり)                   |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 納骨堂型合葬墓地              | 通常合葬★ <sup>1</sup><br>納骨室に20年間★ <sup>3</sup> 収蔵した後、地下の合祀室に焼骨を移動する方法 | 65,000 円<br><del>130,000 円</del> |
|                       | 直接合葬<br>納骨室への収蔵を経ずに、直接合祀室に納骨する方法                                    | 30,000 円<br><del>60,000 円</del>  |
| 樹木型合葬墓地★ <sup>2</sup> |                                                                     | 75,000 円<br><del>150,000 円</del> |

★<sup>1</sup> 通常合葬の申込みは、1名義につき2体までです。

★<sup>2</sup> 樹木型合葬墓地の申込は、1名義につき2体までです。

★<sup>3</sup> 納骨室への収蔵期間は、「許可を受けた日から」20年です。

## 注意事項

### 使用許可の取消しについて

- 虚偽の申請、市営霊園区画墓地との二重使用、使用権の譲渡・転貸、その他条例・規則に違反したことが発覚したときは、使用許可を取り消す場合があります。

### 納骨について

- 合葬墓地に納骨することができるのは、使用許可を受けた焼骨（分骨を除く）のみです。原則、使用許可後に埋蔵者を追加することはできません。
- 納骨室への収蔵期間は、使用許可を受けた日から20年です。（延長不可、収蔵してから20年ではありません）20年を経過したら、焼骨は合祀室へ移動します。
- 合葬墓地に納骨する際は、焼骨を収骨袋に移していただきます。収骨袋は市が用意いたしますが、焼骨の移し替えは行いません。
- 副葬品（位牌など）は入れられません。
- 納骨の際の立会いについては、納骨室へ焼骨を収蔵するときに限り、1名まで可能です。なお、葬祭業者が同行される場合は、ご遺族1名と葬祭業者1名まで可能です。
- 合葬墓地に納骨した焼骨は、原則返還いたしません。

### 納骨後のお参りについて

- 納骨堂内や、樹木型合葬墓地の埋蔵区画内でのお参りはできません。それぞれの墓地の前に参拝所がありますので、そちらをご利用ください。
- お参りの際、ご持参いただいた供物等（花や塔婆等）はお持ち帰りください。
- 常陸太田市では、供養祭等の祭事は行いません。ご遺族の方が、参拝所において納骨式等を行うことはできますが、ほかの参拝者にご迷惑がかからないようご配慮願います。

### 生前申込について

- 本申請の際には、自己の死後に、その焼骨を合葬墓地に納骨する方を指定する必要があります。

**合葬墓地に納骨したら、そのご遺骨は返還されません。**

**申込みにあたっては、ご家族・ご親族の方と**

**しっかり話し合いをしましょう。**

遠方にいる子どもに負担をかけないよう、私が生きている間に墓じまいをしようかしら



先祖代々のお墓を守っていき  
たいから、お墓を我が家の近く  
に引っ越ししようかな



## Q & A

**Q. 市で供養祭は行いますか？**

A. 市では行いません。ただし、個人で行うことは可能ですので、参拝所をご利用ください。

**Q. 将来のために、自身の生前申込をしておきたい。また、現在使用している共同墓地を墓じまいするため、そこに納骨されている3体の遺骨の分も申し込みたい。このとき、どのように申し込めばよいのでしょうか？**

A. 申請者1人につき、納骨堂型合葬墓地【通常合葬】が2名まで、樹木型合葬墓地が2名までとしており、その数を超える焼骨は、合祀室への埋蔵となります。どの区分に何名納骨するかは、ご自身で選択してください。

**Q. 遺骨と一緒に副葬品も入れられますか？**

A. いずれの区分においても、副葬品は入れられません。

**Q. 遺骨のすぐそばでお参りすることはできますか？**

A. 参拝所でのお参りのみになります。

**Q. 参拝所で線香をあげることはできますか？**

A. 参拝所には、線香台、花立て、塔婆立てを備えておりますので、それぞれ所定の位置にお供えください。ただし、お参りが済みましたら、お持ちいただいた花や塔婆は、お持ち帰りください。また、参拝所で納骨式等を行うことはできますが、ほかの参拝者にご迷惑がかからないようご配慮願います。

**Q. いつでもお参りできますか？**

A. 瑞竜霊園は常に開放しておりますので、いつでもお参りいただけます。

## 納骨堂型合葬墓地への納骨

### 【～3日前】 納骨の予約

納骨の際は、事前予約が必要です。  
納骨希望日の原則3日前までに、市環境政策課（Tel0294-72-3111）までお電話ください。

### 【～前日】 納骨の準備

骨壺に入っている焼骨を、収骨袋に移してください。  
※収骨袋は、使用許可証交付と同時に市が配付いたします。  
※焼骨を収骨袋に移す作業は、市は行いません。

### 【納骨日当日】 故人様とのお別れ

予約した時間に下記①～③を持参の上、納骨堂型合葬墓地の参拝所へお越しください。

- ① 焼骨（収骨袋に移したもの）
- ② 合葬墓地使用許可証

納骨を担当する者（市の委託業者）へ、①～③をお渡しください。  
※②は、氏名等を確認した後、ご返却いたします。  
※直接合葬の方は、ここで故人様と最後のお別れになります。

### 【納骨日当日】 納骨

#### 【通常合葬の場合】

収骨袋を、納骨堂地上（納骨室）のロッカー式収納庫へ納めます。  
※納骨作業は、市の委託業者が行います。  
※立会いは1名までとします。（葬祭業者が同行される場合は、ご遺族1名と葬祭業者1名まで）

#### 【直接合葬の場合】

収骨袋を、納骨堂地下の合祀室へおさめます。  
※納骨作業は、市の委託業者が行います。  
※立会いはできません。

### 【納骨後】 納骨の報告

納骨が終わりましたら、②合葬墓地使用許可証と③火葬許可証（または改葬許可証）をお持ちのうえ、市環境政策課までお越しください。  
（予約後であれば、納骨前でも構いません）

### 【収骨室の収蔵 期間経過後 焼骨の移動】

#### 【通常合葬の場合】

使用許可を受けてから20年経過した後、収骨袋を地下の合祀室へ移します。  
※焼骨の移動は、市の委託業者が行います。  
※立会いはできません。また、使用者等へ通知はいたしません。

## 樹木型合葬墓地への納骨

### 【随時】 納骨の予約

納骨の際は、事前予約が必要です。  
納骨希望日（焼骨の引渡日）が決まりましたら、市環境政策課  
（TEL0294-72-3111）までお電話ください。

### 【～前日】 納骨の準備

骨壺に入っている焼骨を、収骨袋に移してください。  
※収骨袋は、使用許可証交付と同時に市が配付いたします。  
※焼骨を収骨袋に移す作業は、市は行いません。

### 【引渡日当日】 故人様との お別れ

予約した時間に下記①～③を持参の上、樹木型合葬墓地の参拝所へお越しください。

- ① 焼骨（収骨袋に移したもの）
- ② 合葬墓地使用許可証

納骨を担当する者（市の委託業者）へ、①～③をお渡しください。  
※②は、氏名等を確認した後、ご返却いたします。  
※ここで故人様と最後のお別れになります。この場で埋蔵作業は行いません。

### 【引渡し後】 納骨の報告

引渡しが終わりましたら、②合葬墓地使用許可証と③火葬許可証（または改葬許可証）をお持ちのうえ、市環境政策課までお越しください。（予約後であれば、引渡し前でも構いません）

### 【毎月】 納骨

お預かりした焼骨は、毎月 1～5 日に埋蔵いたします。  
※納骨は、市の委託業者が行います。  
※立会いはできません。  
※埋蔵する日は、天候によって前後する場合があります。なお、埋蔵日について使用者等へ通知はいたしません。